

日本における発明者の決定

1. 現行法

(1) 発明者の定義

- ・特許法では、発明者は特許を受ける権利を有することが規定されているが(第 29 条 1 項柱書)「発明者」とはどのような者であるかについての明文の規定はなされていない。

(2) 発明者の権利

- ・発明者は、発明をすることにより、特許を受けることができる権利、すなわち、特許を受ける権利を取得する(第 29 条 1 項)。特許を受ける権利は、移転することができる(第 33 条 1 項)。
- ・発明者は真実に発明した者に限られることは当然であるから、発明者でない者で、その発明について特許を受ける権利を承継していない者が出願し、特許を受けること(いわゆる冒認出願)は許されないし(第 49 条 6 号) また、そのような者に誤って特許が付与された場合は、その特許は無効とされる(第 123 条 1 項 6 号)。
- ・発明者の氏名は願書、公開特許公報、特許公報、特許証¹に掲載される。(第 36 条 1 項 2 号、第 64 条 2 項 3 号、第 66 条 3 項 3 号)。

(3) 共同発明者の権利

- ・発明が共同でなされたときは、共同者全員が発明者であるから、特許を受ける権利は、共同発明者の共有となる。したがってこの場合に、そのうちの一部の者のみが出願して特許を受けることはできない(第 38 条、第 49 条 2 号、第 123 条 1 項 2 号)。
- ・特許を受ける権利、特許権が共有に係るとき、共有者全員の同意を得なければその持分の譲渡及び専用実施権の設定又は通常実施権の許諾を行うことはできない(第 33 条 3 項、第 73 条 1、3 項)。但し、契約による別段の定めがない限り、他の共有者の同意なしで当該特許発明を実施することは可能(第 73 条 2 項)。

¹ 特許証への掲載はパリ条約第 4 条の 3 で規定されている(特許法 26 条は、「特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による」と定めている)。特許証の交付は、特許法第 28 条 1 項にて規定され、特許法施行規則第 66 条 4 項に、特許証には発明者の氏名を掲載することが規定されている。

2 . 学説

(1) 「 発 明 者 」 と は ど の よ う な 者 か²

- ・ 発 明 者 と は 、 当 該 発 明 の 創 作 行 為 に 現 実 に 加 担 し た 者 だ け を 指 し 、 単 なる 補 助 者 、 助 言 者 、 資 金 の 提 供 者 あ る い は 単 に 命 令 を 下 し た 者 は 、 発 明 者 と は な ら ない 。

(2) 「 共 同 発 明 者 」 と は ど の よ う な 者 か³

〔 判 断 基 準 〕

発 明 は 技 術 的 思 想 の 創 作 で あ る か ら 、 実 質 上 の 協 力 の 有 無 は 専 ら こ の 観 点 か ら 判 断 し な け れ ば な ら ない 。 思 想 の 創 作 自 体 に 関 係 し ない 者 、 た と え ば 、 単 なる 管 理 者 ・ 補 助 者 又 は 後 援 者 等 は 共 同 発 明 者 で は ない 。

以 下 の 者 は 、 共 同 発 明 者 で は ない 。

例 1) 部 下 の 研 究 者 に 対 し て 一 般 的 管 理 を し た 者 、 た と え ば 、 具 体 的 着 想 を 示 さ ず 単 に 通 常 の テ ー マ を 与 え た 者 又 は 発 明 の 過 程 に お い て 単 に 一 般 的 な 助 言 ・ 指 導 を 与 え た 者 (単 なる 管 理 者)

例 2) 研 究 者 の 指 示 に 従 い 、 単 に デ ー タ を ま と め た 者 又 は 実 験 を 行 っ た 者 (単 なる 補 助 者)

例 3) 発 明 者 に 資 金 を 提 供 し た り 、 設 備 利 用 の 便 宜 を 与 え る こ と に よ り 、 発 明 の 完 成 を 援 助 し た 者 又 は 委 託 し た 者 (単 なる 後 援 者 ・ 委 託 者)

- ・ 発 明 の 成 立 過 程 に お い て 、 着 想 の 提 供 (課 題 の 提 供 又 は 課 題 解 決 の 方 向 づ け) を 行 っ た 者 、 着 想 の 具 体 化 の 2 段 階 に 分 け 、 各 段 階 に つ い て 実 質 上 の 協 力 者 の 有 無 に つ い て 次 の よ う に 判 断 す る 。

例 4) 提 供 し た 着 想 が 新 し い 場 合 は 、 着 想 (提 供) 者 は 発 明 者 で あ る 。 た だ し 、 着 想 者 が 着 想 を 具 体 化 す る こ と な く 、 そ の ま ま こ れ を 公 表 し た 場 合 は 、 そ の 後 、 別 人 が こ れ を 具 体 化 し て 発 明 を 完 成 さ せ た と し て も 、 着 想 者 は 共 同 発 明 者 と な る こ と は で き ない 。 両 者 間 に は 、 一 体 的 ・ 連 続 的 な 協 力 関 係 が ない か ら で あ る 。 し た が っ て 、 こ の 場 合 は 、 公 知 の 着 想 を 具 体 化 し て 発 明 を 完 成 さ せ た 者 の み が 発 明 者 で あ る 。

例 5) 新 着 想 を 具 体 化 し た 者 は 、 そ の 具 体 化 が 当 業 者 に と っ て 自 明 程 度 の こ と に 属 し ない 限 り 共 同 発 明 者 で あ る 。

² 中山信弘 『工業所有権法(上)特許法[第2版増補版]』(東京:弘文堂、2000年)57-60頁。

³ 吉藤幸朔・熊谷健一補訂 『特許法概説[第13版]』(東京:有斐閣、1998年)187-188頁。

3 . 判例

(1) 発明者、共同発明者に関する判例として、以下のようなものがある。

() 発明者であるか否かについて判断した判例

A : 当業者が実施できる程度の具体的な着想をした者を、発明者と認定した例

B : 当業者が実施できる程度の具体的な着想でないとして、発明者と認定しなかった例

C : 単なる補助者は発明者でないと判断した例

D : 単なる後援者は発明者でないと判断した例

E : 当業分野の技術者が容易に構成製作できる程度のことをしただけでは、発明者として認められなかった例

() 共同発明者であるか否かにつき判断した判例

F : 発明を構成する各構要素に対する着想者を、それぞれ共同発明者と判断した例

G : 発明の特徴点について着想していない者を、共同発明者と認定しなかった例

H : 着想を具体化した者を共同発明者として認めた例

() その他

I : 被告が着想して原告に提示した事項と、原告の製作した試作品との重要な相違点を指摘し、原告による発明であると認定した例

J : 発明完成への寄与の程度に従い、各共有者について相異なる共有持分を決定した例

(2) 各判例の概要

() 発明者であるか否かについて判断した判例

A. 当業者が実施できる程度の技術的知見を得た者を、発明者であると認定した例 大阪地裁平成 14 年 5 月 23 日判決(平成 11 年(ワ)第 12699 号売買代金等請求事件)

【判示事項】

- ・原告 X は、平成 7 年 8 月以前に、本件発明の技術的特徴とされる事項について、実現可能な程度の技術的知見を得ていたというべきであり、本件発明をほぼ完成させていたと認めるのが相当である。
- ・発明とは自然法則を利用した技術的思想に関するものであって(特許法第 2 条 1 項) 本件発明の構成要件に規定する要件のもとにおいて、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度の技術的知見を得ていれば発明として完成しているというべきであり、当該構成要件に規定される条件の下でどのような化学反応が起きているかについての化学的知見を得ていなくても、発明が完成したということの妨げとはならない。

【事件概要】

原告 X は、焼成過程を経ない方法による生スラッジの処理方式の工業化を目指し独自に実験を行った。原告 X は、該処理方式を実験室レベルで確立するとともに、工場レベルでの工業化の可能性にも一応の見通しがついたので(該処理方式下で、具体的にどのような化学反応が起きているかの正確な知見は得ていない)、平成 7 年 8 月ころ、被告会社 Y の社長に対し、本件発明の工業化の可能性について口頭で説明した。その後、被告会社の特許室メンバーである被告 Y₁ は、特許出願のための書類を起案し、被告会社 Y を出願人、自身 Y₁ を発明者として特許出願手続をした。本件は、原告 X が真の発明者であることの確認、及び発明譲渡に対する対価を求めて提訴した事例。

B. 当業者が実施できる程度の具体的な着想でないとして、発明者と認定しなかった例

東京高裁昭和 60 年 8 月 15 日判決(昭和 59 年(行ケ)第 58 号審決取消請求事件)

【判示事項】

- ・原告 X は被告会社 Y に対して、上型と下型が同一平面に並び、見比べやすくした金型製造用プレスを製作して欲しいと要求したにとどまる。その要求をどのようにして実現するかの具体的構造はすべて被告会社 Y の従業者 A らの創作にかかるものと解するのが相当である。すなわち、原告 X が本件発明の発明者又は共同発明者であるとは認め難い。

【事件概要】

原告 X は、上型が下型と平行に同一平面に並び、金型を見比べやすくしたプレスを製作してほしいと被告会社 Y に依頼。その際、原告 X から希望する機械の構造等

についての具体的な指示はなかった。被告会社 Y は、該依頼に基づきプレスを創作した。その後、被告会社 Y は、従業者 A を発明者、被告会社 Y を出願人として特許出願を行い特許を取得した。原告 X は、本件特許はいわゆる冒認出願に対しなされた特許であるとの理由により、特許無効の審判を請求したが認めらなかった。本件は、原告 X が審決を不服として東京高裁に上訴した事例。

C . 単なる補助者は発明者でないと判断した例

東京地裁昭和 54 年 4 月 16 日判決（昭和 52 年(ワ)第 1107 号特許登録を受くる権利の確認請求、同反訴事件）

【判示事項】

- ・(原告 X が真の発明者であると主張する) 訴外 B は、単に訴外 A の指示に基づき、本件発明にかかる装置の製作図面の作成等を担当したにすぎないものであることを認めるに十分である。よって B が本件発明の発明者であることを前提とする原告 X の請求は理由がない。

【事件概要】

被告会社 Y の従業者 A は「穀物の処理方法とその装置」に関して基本的構想を着想した。A は、該新装置の製作を担当することになった訴外会社の従業者 B に対し、新装置の構想について説明した。A は B に対し、自ら縮尺によらず描いた図面に仕様を書き入れて交付し、B は該図面及び A からの口頭による指示に基づき新装置に関する各種図面を作成した。その後、B は該新装置について特許出願（本件出願）を行った。本件は、B から本件出願について特許を受ける権利（本件権利）を譲り受けた原告 X が、本件権利が原告 X に属することの確認を求め出訴し、それに対し被告会社 Y が反訴した事例。

D . 単なる後援者は発明者でないと判断した例

東京地裁平成 13 年 12 月 26 日判決（平成 12 年(ワ)第 17124 号実績報償金請求事件）

【判示事項】

・ 出願書類に原告の名が記載されたことについて

当時被告会社 Y においては、発明及び特許出願をバックアップしたことに報いる趣旨で、発明者の上司を発明者欄に記載して出願を行う慣行があった。原告 X は当時本件発明 A 及び B のための研究開発を行ったグループのグループ長であったことから、出願書類に原告 X が共同発明者として発明者欄に記載された。

・ 本件発明 A について

単に、試験に用いる機器を開発、製造し、あるいは研究開発環境を整備したにとどまる者を、本件発明 A を発明したと認定、判断することはできない。

・ 本件発明 B について

本件発明Bの発明者とされるのは、本件発明Bの特徴部分について着想を得て、これを具体化した者というべきであるから、その評価に用いる実験設備等の導入をしたに過ぎない者が本件発明Bを発明したと認定、判断することはできない。

〔事件概要〕

・原告Xの主張

脱硫触媒の分解機能の改良技術に係る本件発明A、Bの完成の過程において、試行錯誤的作業が必要であった。原告Xが新規に製作した触媒の寿命評価のための装置及び原告Xが行ったコンピュータ処理化における工夫により、前記試行錯誤的作業の効率的かつ正確な遂行が可能となった。したがって、原告Xは本件発明A、Bの発明者の1人である。

原告Xが発明者であることは、出願書類に原告Xの名が発明者として記載されたこと、出願報償と登録報償が支払われたことから明らかである。

・本件は、原告Xが本件発明A、B（職務発明）の共同発明者であるとの上記主張に基づき、特許法第35条の相当の対価を請求した事例。

E．当業分野の技術者が容易に構成製作できる程度のことをしただけでは、発明者として認められなかった例

大阪地裁平成4年3月26日判決（昭和63年（ワ）第5570号）

〔判示事項〕

- ・本件発明が特許に値すると評価される理由は、本件発明を構成する個々の手段（技術・装置）にあるのではなく、これら個々の手段は公知の手段ないしはそれらから推考容易な手段であるが、これら技術的要素を、本件発明の目的に向けて、本件発明の構成要件として有機的に結合した技術的思想にあり右技術的思想の創作をしたのは原告側の技術者である。
- ・被告側の技術者は本件発明を構成する吊下げ手段、ゲート部ないしそのストッパー装置及びそれらの制御装置の具体的構造に関して種々工夫して右技術的思想の具体化としての装置の作成に協力したことは否定できないが、それは、原告Xとの契約に基づき、本件発明を構成するこれらの個々の手段の概要及びそれが作用すべき本件発明に必要な機能を原告側から明示されたものであつて、これら必要な解決すべき課題の認識及び要求される機能が明確であれば、従前より周知の技術要素の組合わせによつて、当業分野の技術者が容易に構成製作できる程度のものであることを認めることができる。したがつて、被告側の技術者は、単なる補助者にすぎず、右被告の主張は採用できない。

〔事件概要〕

- ・原告Xが、被告Yの製造する装置は原告Xの特許を侵害しているとして、該装置の製造・譲渡の停止と、損害賠償を求め出訴した事例
- ・被告の主張

原告Xは、手動型であったハンガー搬送装置を、被告Yの専門知識を借りて全自動化したいという着想（非技術的アイデア）を提供したにすぎない。

・原告の主張

本件発明の各構成要素を個別に見ると、各個別の技術は公知の技術であった。これらの製作に従事した被告Yは、本件発明を実施するために選ばれた下請負人の一人にすぎない。本件発明の特許性は、これら各個別では公知の技術を、構成要件として纏め、特定の目的に向けて結合した点にあり、それをしたのは原告側であるから、本件発明の発明者は原告側である。

（ ）共同発明者であるか否かにつき判断した判例

F．発明を構成する各構要素に対する着想者を、それぞれ共同発明者と判断した例（発明の特徴点（～）を指摘した上で、 、 を着想したAと、 、 を着想したBとの共同発明であると判断した例（ に関しては、どちらが着想したか定めることはできないと認定）

大阪高裁平成13年5月10日判決（平成10年(ワ)第10432号特許を受ける権利の確認請求・同附帯控訴事件

〔判示事項〕

- ・本件両発明の特徴 A 、 B はAが着想し、同 C 、 D はBが着想したものであり（同 E は、いずれの着想であるかを定めることはできない。）AとBは、本件発明が発明された時点で、本件両発明の特許を受ける権利を持分各2分の1の割合で共有取得するに至ったものと判断する。
- ・確かに、本件両発明において、本件特徴 A 、 B は重要な特徴であるというべきであるが、本件特徴 C については、前述したとおり、Aの着想したものと認めることはできない。また、本件特徴 D 、 E のみでは、これを製品化することは困難であり、本件特徴 A 、 B を結合して初めて、本件発明の課題を解決することができる以上、本件特徴 C 、 D は、本件発明を構成する要素というべきであり、これらが公知技術であったとしても、これらを上記 A 、 B と結合することを着想した者は共同発明者というべきである。

〔事件概要〕

原告Xの元代表者Aが、訴外会社のチェーンカバーのサンプルを見てアイデアを着想。該アイデアに基づき、チェーンカバーの金型の製作をするようBに依頼。Bは、アイデアにおける問題点を指摘するとともにその改善策をAに提示し、Aはそれを了承。金型の納入後、BはAに対し、チェーンカバーの発明を共同発明として特許出願するよう申出。Aは自己の単独発明であるとの考えから、該申出を拒絶。その後、原告Xは特許出願を行い、一方該出願とは別にBの事業を承継した被告Yも特許出願を行った（本件両出願）。原告Xは、本件両出願について特許を受ける権利を有することの確認を求め大阪地裁に出訴したのに対し、大阪地裁は本件両出願について特許を受ける権利の持分は原告、被告それぞれ

れ二分の一であると判示。本件は、原告が大阪地裁の判決を不服として上訴した事例。

G．発明の特徴点について着想していない者を、共同発明者と認定しなかった例

東京地裁平成 14 年 8 月 27 日判決（平成 13 年(ワ)第 7196 号特許権譲渡対価請求事件）

【判示事項】

- ・原告 X の着想は、それ自体が発明と呼べる程度に具体化したものではなく、課題解決の方向性を大筋で示すものにすぎない。したがって、原告 X が上記着想を得たからといって、本件発明の成立に創作的な貢献をしたということとはできない。
- ・本件発明の特徴は、結晶セルロースを 26 重量%以上（60 重量%以上用いることが特に好ましい）用いることにより、真球度が高く、粒度分布の小さい主薬を含有する細粒核を提供するという効果を得られることを見いだした点にあるというべきである。しかるに、この点は原告 X が着想したものではない。したがって、原告 X を共同発明者と認めることはできない。

【事件概要】

当時被告会社は真球度の高い細粒核を高収率で得るという課題を抱えていた。原告 X は、該課題を解決するため、部下である A に細粒剤の製造方法の開発を命ずるとともに、自らもこのような細粒剤の製造方法について検討を始めた。検討の過程において、原告 X は「寺下論文」（コーティング可能な真球度の高い細粒核を高収率で得ることを課題とした実験について分析、報告するもの）を見つけ A に交付した。A は、原告 X から交付された寺下論文の内容等を参考にして実験を行い、結晶セルロースの処方量を多くすれば、コーティングに適した粒径の小さい核が多く得られることを発見した。その後被告会社 Y は、発明者を原告 X、A 及び特許部担当者 B として、該発見に基づく本件発明を特許出願し、特許を取得した。本件は、原告 X が本件発明の共同発明者であるとして、被告に対し職務発明譲渡に対する対価の請求を求め出訴した事例。

H．着想を具体化した者を共同発明者として認めた例

東京高裁昭和 51 年 4 月 27 日判決（昭和 47 年(行ケ)第 25 号審決取消請求事件）

【判示事項】

- ・特許法にいう発明は、技術的思想の創作であることは勿論であるが、ここにいう創作とは単なる着想のみでは足りず、その着想が具体化されたものでなければならないことはいうまでもない。原告 X は、本件発明の着想を有したものの、その具体化に当つては訴外 A と相協力して共同してその具体化を完成したものである。したがって、本件発明は、原告 X が単独でしたものではなく、原告 X が A と共同してしたものと認めるのが相当である。

〔事件概要〕

パチンコ機械に麻雀の上り手を組み入れた遊戯機を着想した原告Xが、独力で機械を試作しようとして試みたが成果が挙がらなかった。そこで、原告Xは、訴外会社の従業員Aらにこの遊戯機の試作を依頼し、原告X及びAは共同して試作、研究を続けた。両者の共同研究が続く中、原告XはAらに無断で該遊戯機に係る本件特許出願をした。出願明細書及び図面に記載された技術内容はAとの共同研究によって開発されたものであった。本件考案は、原告Xと訴外Aとの共同考案であるから、原告単独による出願に係る本件実用新案登録は無効であるとした審決を不服として、原告Xが出訴したのが本件事例。

() その他

I . 被告が着想して原告に提示した事項と、原告の製作した試作品との重要な相違点を指摘し、原告による発明であると認定した例

東京地裁平成 13 年 1 月 31 日判決(平成 11 年(ワ)第 20878 号特許を受ける権利の確認請求事件)

〔判示事項〕

・被告Y₁が原告Xに送信したと主張するファックス図面に示された技術は、原告X製作の試作品に示された発明と多くの重要な点で相違し、該送信の事実をもって、被告Y₁、Y₂らが本件発明をしたと解することはできない。もとより、被告Y₁、Y₂が原告Xに対し、口頭で、その他発明に関する技術内容を説明、開示した事実を認めることもできない。

〔事件概要〕

被告Y₁は原告Xに対し、乳癌で乳房を切除した女性のため、健常側の乳房用のカップ部分のみを外すことができるブラジャーの発明に関する協力を依頼した。原告Xは、左右の乳房を各々保護、補整することができ、左右独立した一对のセパレート部が組み合わされたブラジャーの試作品を縫製し、これを被告Y₁に送付した。その後、該試作品に係る本件発明について、被告Y₁、Y₂を発明者、被告会社Yを出願人として特許出願がされた。本件は、原告Xが本件出願に係る特許を受ける権利を有することの確認を求め、出訴した事例。

J . 発明完成への寄与の程度に従い、各共有者について相異なる共有持分を決定した例

東京地裁昭和 58 年 12 月 23 日判決(昭和 54 年(ワ)第 11717 号特許権民事訴訟事件)

〔判示事項〕

・総合考慮すれば、連続クラッド発明の発明者は、原告X₁、X₂、A、B、Cの5名であり、同発明についての特許を受ける権利の共有持分は、同発明完成のため

の寄与の程度に従い原告X₁が50%、原告X₂が10%、Aが20%、B、Cが各10%を取得したものと認めるのが相当である。

〔事件概要〕

本件連続クラッド発明がなされる過程において、原告X₁が全体の作業を総括指揮した。研究室において研究開発にとりかかる前に、被告会社Yの研究室長Bに対し、原告X₁は、原理図を示しながら連続的にクラッドする装置の構成を語った。最終的に、原告X₁の語ったものに極めて近い原理を用い、それを簡素化したものとして発明が完成されるに至った。装置完成に至るまでの細かい工夫は、従業者Aが中心となり、研究室長B、従業者Cの3名で行った。原告X₂は、主として工場における製造に際しての安全性の面と、クラッド板の品質の面から、討議の場で、また個々の原告X₁、従業者A等に意見を述べ、指示をした。本件は、原告X₁、X₂が本件連続クラッド発明の共同発明者として、発明譲渡に対する相当の対価の支払いを求めて出訴した事例。

関連条文（特許法）

第 26 条（条約の効力）

特許に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第 28 条（特許証の交付）

特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

：

注)発明者の氏名記載について、条約、特許法施行規則において以下のような規定がある。

・パリ条約第 4 条の 3

発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

・施行規則第 66 条（特許証）

特許証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

：

四 発明者の氏名

：

第 29 条（特許の要件）

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

：

第 33 条（特許を受ける権利）

特許を受ける権利は、移転することができる。

2 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

3 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

第 36 条（特許出願）

特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

：

二 発明者の氏名及び住所又は居所

：

第 38 条 (共同出願)

特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

第 49 条 (拒絶の査定)

審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- ：
- 二 その特許出願に係る発明が...、第 38 条、...の規定により特許をすることができないものであるとき。
- ：
- 六 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

第 64 条 (出願公開)

特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- ：
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- ：

第 66 条 (特許権の設定の登録)

：

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- ：
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- ：

第 73 条 (共有に係る特許権)

特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共

有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

第 123 条（特許の無効の審判）

特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

：

二 その特許が…、第 38 条、…の規定に違反してされたとき。

：

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

：